

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上富良野町

## 2 構造改革特別区域の名称

上富良野町幼児教育特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

上富良野町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

上富良野町は、北海道の中央に位置し、農業を基幹産業にラベンダーや十勝岳温泉を中心とした観光と、自衛隊が駐屯する町として発展してきております。

上富良野町の人口は、昭和35年の17,101人をピークに年々減少を続けておりますが、その減少率は近隣市町村と比較して少ない状況にあります。

0～14歳の幼年人口の推移を見ると、昭和55年3,625人で総人口に占める割合は25.1パーセントであったのが、平成12年は2,000人15.6パーセントと実数、比率とも大幅に減少してきており少子化現象が伺えるところであります。

わが町の幼児教育・保育行政の実態は、幼児教育については、私立幼稚園の「学校法人専誠寺学園高田幼稚園」が1カ所、そして保育所については町立保育所が2つと法人保育所が1つの計3カ所で幼児教育と保育行政を進めております。

受け入れ状況は、女性の社会進出等から幼稚園指向から保育所への入所希望が多くなり、ここ数年、保育所においては定数以上の受け入れを続け、保護者の希望に応えてきております。一方、少子化の影響を受け、幼稚園への入所希望は減少し続けている状況にあります。

また、高田幼稚園では、平成8年度から預かり保育を実施し、地域事情と保護者の要望に応えてきておりますが、毎年、幼稚園の入園受付時には満3歳以下の入所希望がありますが、学校教育法により満3歳以上が幼稚園入園の対象者となっていることから、入園をお断りしている状況にありますが、施設面では、3歳未満児を受け入れる余裕は十分にあるところであります。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であるにもかかわらず、今日の少子化や核家族化等の進行は、地域の教育力と家庭における教育力を大きく低下させる要因となっていることは大変憂慮すべき事態であります。

こうした中で、学校教育法第80条の規定にかかわらず、3歳未満児を受け入れ、4年間の幼児教育を行うことにより、幼児の健全な成長や社会性が培われることとなります。また、このことにより幼稚園の教育内容の充実と活性化が図られるとともに家庭と幼稚園、地域との連携が進み、地域ぐるみの子育て環境の充実、親の就労機会の拡大や社会参加が進み、地域の活性化が期待されるところであります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

年間を通じたカリキュラムの実践により、3歳未満児の教育の定着や幼稚園教育の充実、家庭や地域教育力の低下の補完を図ります。

保育所の入所条件を満たさなくて入所できなかったり、幼稚園を選択し働きながら子育てを願う保護者の要望に応え、子どもを持つ町民の社会参加を促進いたします。

また、保育所の待機児童の解消や保護者の子育て不安の軽減を図るとともに、幼稚園と保育所の連携を進め幼児教育の充実を図ります。

## 7 構造改革特別区域計画実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

3歳未満児を満3歳に達する年度当初から受け入れることにより、幼児教育の充実が図られるとともに、小学校入学のときの同級生が幼児の時から生活を共にしたり学んだりすることで、不登校や学級崩壊の予防にもつながるものと期待するものであります。

3歳未満児の入園が可能になることで、保護者の就労や社会参加を促すことにより、男女共同参画社会、生涯学習社会の実現に資するとともに、育児相談や、預かり保育を通じて、幼稚園の子育て支援機能を充実させます。また、本町では平成16年の4月から役場組織の改編を行い、子育て支援班を設置し幼稚園との連携を図り、更なる子育て支援を進めているところです。

現在、35名の受け入れ可能な3歳児教室に各10名、3クラスで合計30名を受け入れております。この構造改革により、3歳未満児が幼稚園に入園する見込みは10人程度と推計していることから、各クラスに3～4名増となっても充分施設的には余裕がある状況にあります。また、指導体制としては各クラスに1名

の担任を配置し、さらに3クラスに2名のチームティチャを現在も配置していますので、園児増に対する指導体制においても充分と考えております。

さらに、対象幼稚園においては就園前の幼児と保護者を対象とした育児サークル活動のキッズママ事業を平成8年度から実施し地域に貢献をしていることから、この分野における知識と経験も豊富なことから、就園前の幼児に対する教育内容においても充分と判断をしているところであります。

経済面では、幼稚園の経営安定化が図られるとともに、施設整備や教材等の消費による地域経済への波及効果が期待されるところであります。

## 8 特定事業の名称

### 3歳未満児にかかる幼稚園入園事業

## 9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定

事項に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

### 上富良野町エンゼルプラン策定とその推進

次世代育成推進法に基づく「市町村行動計画」と一体化したエンゼルプランを平成16年8月を目標に策定する予定であります。

この計画の中に、3歳未満児にかかる幼稚園入園事業を位置付けし、将来を担う子どもたちが、健やかに成長できるよう子育ては家庭はもとより地域の課題として位置づけ、行政と地域社会が連携を図り、社会全体で支援していくための環境づくりを総合的に推進します。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

806 3歳未満児に係る幼稚園入園事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

特区内の幼稚園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

幼児が満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、特区内の幼稚園に入園することができます。

事業に關与する主体

学校法人専誠寺学園高田幼稚園

事業が行なわれる区域

上富良野町の全域

事業の実施期間及び受入日

構造改革特別区域計画の認定日以降（受入れは、平成17年4月を予定）

受入体制

現在3歳児は、35名収容可能な教室で3クラス30名、1クラス10名ずつで幼児教育を行っております。教室に余裕があることから、現在使用している教室を活用して受入れを行います。

### 5 当該規制の特別措置の内容

3歳未満児は学校教育法の規定により、幼稚園では受入れができないため、幼児の教育は家庭に委ねられております。本町の総人口に占める幼年人口の割合は昭和55年の3,625人の25.1%から、平成12年の2,000人の15.6%と実数比率とも大幅に減少しており、幼児が他の幼児とともに活動する機会が減ってきております。

人間形成の基礎が育成される2～3歳の幼児期に、家庭や地域で適切な心身の発達や社会性を培うことが難しくなっている状況が見受けられます。

そこで学校教育法第80条の規定を緩和していただき、幼児教育の充実と子育て支援のため幼稚園での3歳未満児の受入れを図り、人間形成の基礎が培われる幼児教育の環境づくりに努めたいと考えております。

3歳未満児の幼稚園での受入れに関する事業の運営につきましては、幼稚園と教育委員会が連携を図りながら、カリキュラムの研究や預かり保育、障害児教育の促進等、各種事業の調整を進め、幼児教育の充実を図ります。